

# 入札説明書

PET/CTシステムの購入に係る一般競争入札の公告（平成28年6月17日付け）に基づく入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

## 1 契約担当者

青森県知事 三村 申吾

## 2 一般競争入札に付する事項

次の物品の購入

(1) 青森県が取得する物品（以下「購入物品」という。）

ア 名称及び数量 PET/CTシステム 1式

イ 規格等 別紙仕様書のとおり

(2) 納入期限

平成29年9月29日

(3) 納入場所 別紙仕様書のとおり

## 3 入札説明書の交付及び契約条項を示す場所並びに問い合わせ先

〒030-8570

青森県青森市長島一丁目1番1号

青森県出納局会計管理課物品調達グループ（会計管理課分室）

TEL 017-734-9104（担当 鳴海）

FAX 017-734-8016

## 4 技術的事項に関する問い合わせ先

〒030-8570

青森県青森市長島一丁目1番1号

青森県エネルギー総合対策局ITER支援室

TEL 017-734-9725（担当 樋口）

FAX 017-734-8213

## 5 入札・開札の日時及び場所

(1) 日 時 平成28年7月28日 13時30分

(2) 場 所 青森県青森市長島一丁目1番1号

青森県庁舎 南棟4階会計管理課入札室

## 6 入札及び契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## 7 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項に規定する者に該当しない者で

あること。

- (2) 平成26年6月27日青森県告示第527号（物品等の競争入札参加資格）の一、平成27年1月30日青森県告示第58号（物品等の競争入札参加資格）又は平成28年2月10日青森県告示第88号（物品等の競争入札参加資格）の一のいずれかの規定によりAの等級に格付された者であること。
- (3) 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿掲載業者に関する指名停止要領（平成12年1月21日付け青管第912号。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。
- (4) 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第9号から第16号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。
- (5) 購入物品又はこれと同等の類似品について相当数の納入実績があることを証明した者であること。
- (6) 購入物品について迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

## 8 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

- (1) 入札への参加を希望する者は、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。（別紙様式1））2部に次に掲げる関係書類を添えて、青森県出納局会計管理課長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明並びに必要に応じて内容の変更等を求められた場合には、これに応じなければならない。

なお、証明書及び製作仕様書等には、各証明書又は書類ごとに、当該入札への参加を希望する者の住所及び氏名（法人の場合は、当該法人の商号又は名称及び代表者職氏名）を記名及び押印（外国人又は外国法人の場合は、当該個人又は当該法人の代表者の署名）しなければならない。

- ア 物品の製造の請負、買入れに係る競争入札参加資格審査結果通知書の写し 2部  
イ 納入実績証明書（別紙様式2） 2部

(ア) 購入物品と同等の類似品に関する過去5年間の納入実績（機種、規格、メーカー名、台数、年度及び納入先が明示されていること。）

(イ) 購入物品の写真又はカタログ等

- ウ メーカー及び工場に関する調書（別紙様式3） 2部  
組立工場及び製作工場の所在地等の状況が明示されていること。

- エ サービス・メンテナンス体制証明書（別紙様式4） 2部

(ア) 購入物品の製作場所及びメンテナンスが行える整備工場の一覧

- ・ 納入場所の最寄りの整備工場が明示されていること。
- ・ 整備工場の名称、所在地、入札参加者との関係、当該物品の点検整備実績（過去1～3年程度）、及び修理の依頼を受けてから工場で作業に着手するまでの所要日数が明示されていること。

(イ) 部品供給体制

- ・ 部品供給の総括窓口、供給系統及び所要日数、納入後の部品供給可能年数、依頼から供給までに必要な所要日数が明示されていること。
- ・ 消耗部品（通常の稼働状況で1年程度の期間内の消耗又は劣化により交換が必要となる部品）は2日、一般部品（5年程度の期間内に消耗又は劣化により交換が必要な部品）は5日を超えて調達に日数が必要な部品についての全部品及び調達日数が明示されていること。

(ウ) 技術員の派遣体制

緊急時の連絡系統、現地への派遣方法、連絡から現地到着までの所要時間が明示されていること。

オ 製作仕様書 2部

(ア) 購入物品の製作仕様の詳細を説明した図書で、別添仕様書の内容が網羅されていること。

(イ) 購入物品の基本構造等が確認できる図面及び外観図（正面図、平面図、側面図、背面図）が添付されていること。

(ウ) メーカー名、規格及び性能等が明示されていること。

カ 工程表 2部

設計・製作(主要部品を下請け注文する場合は、その内容が明示されていること。)の工程、期間、検査場所及び納期が明示されていること。

(2) 申請書の提出時期等

入札への参加を希望する者は、申請書に関係書類を添えて、平成28年7月6日午後5時までに青森県出納局会計管理課長に提出しなければならない。(1)の説明並びに内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

(1)の審査結果については、当該提出者に対して別途書面により通知する。

(3) 申請書の提出場所

〒030-8570

青森県青森市長島一丁目1番1号

青森県出納局会計管理課物品調達グループ（会計管理課分室）

TEL 017-734-9104（担当 鳴海）

FAX 017-734-8016

## 9 落札対象

購入物品に要求する性能等が満たされていると判断した8の(1)オ及びカの製作仕様書等に係る入札書のみを落札対象とする。

## 10 入札価格等

(1) 入札価格

入札価格は、購入価格の総額とする。

(2) 入札書（別紙様式5）の記載要領

ア 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた

金額)をもって落札金額とするので、課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札者は、見積もった契約希望金額の110の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。

イ 入札書には、入札年月日、入札価格及び入札件名(入札に係る物品の名称及び数量)を記載の上、入札者の住所及び氏名(法人の場合は、当該法人の商号又は名称及び代表者職氏名)を記名及び押印(外国人又は外国法人の場合は、当該個人又は当該法人の代表者の署名)しなければならない。

なお、代理人が入札を行う場合は、代理人の氏名(法人の場合には、当該法人の商号又は名称及び代表者職氏名)を記名及び押印しなければならない。

## 11 入札書の提出方法等

- (1) 委任代理人が入札を行う場合は、委任状(別紙様式6)を入開札前までに青森県出納局会計管理課長に提出しなければならない。ただし、有効な期間委任状を既に提出している場合は、不要とする。
- (2) 郵便により入札を希望する場合は、二重封筒により配達証明付書留郵便とし、中封筒に入札書を入れて封印の上、入札件名(入札に係る物品の名称及び数量)、入開札期日及び入札者の氏名(法人の場合は、当該法人の商号又は名称及び代表者職氏名)を表記し、表封筒には「平成28年7月28日入開札、件名(入札に係る物品の名称及び数量)入札書在中」と朱書きの上、青森県出納局会計管理課長あてに「親展」により平成28年7月27日午後5時までに提出しなければならない。
- (3) 電話、電報、ファックスによる入札は、認めないものとする。

## 12 入開札の立会い等

- (1) 入開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- (2) 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、身分証明書等を提示しなければならない。

## 13 入札執行回数

原則として3回を限度とする。

## 14 入札保証金及び契約保証金

入札保証金は免除するものとし、契約保証金は青森県財務規則(昭和39年3月青森県規則第10号)第159条の規定による。

## 15 落札者の決定方法

- (1) 9により落札対象と判断され、かつ、青森県財務規則第137条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札者が2人以上あるときは、直ちに、くじで落札者を定める。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

## 16 再度入札等

- (1) 開札した場合において落札となるべき入札者がいないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、この場合において郵便により入札を行った者がいるときは、入開札の日時及び場所を速やかに定め、再度の入札を行う。
- (2) 無効の入札を行った者は再度の入札に参加することはできない。
- (3) 2回目の入札に付し落札者がなく、かつ1者を除いて他の入札者がすべて辞退した場合は、以後の再度入札は行わず、その1者との随意契約により契約を締結する。

## 17 入札の無効

- (1) 入札の参加資格のない者がした入札
- (2) 同一の入札について二以上の入札をした者の入札
- (3) 公正な価格の成立を害し、又は不正の利益を得るためにした連合その他不正の行為によって行われたと認められる入札
- (4) 入札書の金額、氏名、印影若しくは重要な文字の誤脱又は識別しがたい入札又は金額を訂正した入札
- (5) その他入札条件に違反した入札

## 18 入札結果の通知

入札結果の通知は、青森県財務規則第150条の10の規定により行う。

## 19 契約の締結

- (1) 落札者の決定から7日以内に仮契約を締結し、本件物品購入に係る議会の議決があったときに本契約を締結する。
- (2) 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が7に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しない。
- (3) 仮契約書(案) 別紙のとおり

## 20 検査

検査は、青森県財務規則第163条に規定するもののほか、契約書及び仕様書に定めるところにより行うものとする。

## 21 契約代金の支払方法

契約代金は、上記20の検査に合格した後において、当該契約者の請求により支払うものとする。

## 22 その他

- (1) この競争入札を行う場合において了知し、かつ、遵守すべき事項は、青森県財務規則の別記第一の「入札者心得書」(ただし、第4条第8項及び第6条(B)を除く。)記載のとおりとする。
- (2) 法改正により、消費税率の10%への引上げが延期された場合は、所要の手続きを行うものとする。

(別紙様式1)

平成 年 月 日

青森県知事 殿

入札参加者  
所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名 ⑩

担当者氏名 ⑩

連絡先  
電話番号  
ファックス番号

### 一般競争入札参加資格審査申請書

一般競争入札への参加を希望しますので、その資格の審査について、関係資料を添えて、下記のとおり申請します。なお、この申請書及び添付資料の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

### 記

- 1 入札件名 P E T / C Tシステムの購入に係る一般競争入札
- 2 申請書の提出期限 平成28年7月6日
- 3 提出書類の名称及び提出部数
  - (1) 物品の製造の請負及び買入れに係る競争入札参加資格審査結果通知書の写し 2部
  - (2) 納入実績証明書 2部
  - (3) メーカー及び工場に関する調書 2部
  - (4) サービス・メンテナンス体制証明書 2部
  - (5) 製作仕様書 2部
  - (6) 工程表 2部

(別紙様式2)

## 納入実績証明書

平成 年 月 日

青森県知事 殿

所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

物品の調達に係る一般競争入札（平成28年6月17日付け公告）に係る当該調達物品の納入実績は、下記のとおりであることを証明します。

### 記

- 1 入札件名 PET/CTシステムの購入に係る一般競争入札
- 2 入開札日時 平成28年7月28日 13時30分
- 3 過去5年間の納入実績（同等な類似品を含む。）

メーカー名	機種	規格	納入年度	納入先	納入台数	備考

- 4 添付書類  
契約書（写）その他

(別紙様式3)

## メーカー及び工場に関する調書

平成 年 月 日

青森県知事 殿

所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

物品の調達に係る一般競争入札（平成28年6月17日付け公告）に係る当該調達物品のメーカー及び工場の状況は、下記のとおりです。

### 記

- 1 入札件名 PET/CTシステムの購入に係る一般競争入札
- 2 入札日時 平成28年7月28日 13時30分
- 3 メーカー及び工場の状況

メーカー	商号又は名称	
	住所又は所在地	
	代表者氏名	
	電話番号	
	担当者氏名	
	総従業員数	
	昨年度総売上額	
最寄りの営業所等	名 称	
	住所又は所在地	
	担当者氏名	
	電話番号	
工場	名 称	
	住所又は所在地	
	責任者氏名	
	電話番号	
過去5年間の実績	延べ製作台数	(当該物品及び同等物品)



(別紙様式4)

## サービス・メンテナンス体制証明書

平成 年 月 日

青森県知事 殿

所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

物品の調達に係る一般競争入札（平成28年6月17日付け公告）に係る当該調達物品の  
アフターサービス及びメンテナンス体制は、下記のとおりであることを証明します。

### 記

- 1 入札件名 PET/CTシステムの購入に係る一般競争入札
- 2 入札日時 平成28年7月28日 13時30分
- 3 点検整備又は修理の体制

最寄りのサービス工場の名称	
住所又は所在地	
責任者氏名	
担当者氏名	
電話番号及びファクス番号	
入札者との関係	
点検整備等の実績(過去3年間)	
派遣に要する日数	
派遣方法	

- 4 部品供給の体制

総括窓口の名称	
住所又は所在地	
責任者氏名	
担当者氏名	
電話番号及びファクス番号	
部品の供給に要する日数	
部品の供給可能年数	

(注) 1 「部品の供給に要する日数」は、当該部品の供給につき、それぞれ消耗部品に  
あっては2日を、一般部品にあっては5日を越えるものについては、それらのす  
べての部品について、その供給に要する日数を別葉により記載する。

2 「部品の供給可能年数」は、すべての部品について、別葉により記載する。

- 5 技術員の派遣体制

当該派遣依頼に係る修理等の内容に応じた通常時及び緊急時における技術員の派遣に係  
る連絡受付先及び連絡系統、派遣方法並びに所要時間等を連絡系統図として別葉により記  
載する。

(別紙様式5)

平成 年 月 日

青森県知事 殿

所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

委任代理人

印

印

## 入 札 書

¥	○	○	○	○	○	○	○	○	○	円
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

(内訳)

番号	入 札 品 名	規 格	数 量	単 価	金 額
	P E T / C T シ ス テ ム	仕様書のとおり	1 式		○○○
	合 計				○○○

備考 落札額は、この入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）である。

(別紙様式6)

委 任 状

平成 年 月 日

青 森 県 知 事 殿

所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

私は、次の者を委任代理人と定め、下記件名の入札及び見積りに関する一切の権限を委任します。

受任者 所在地又は住所  
商号又は名称  
職 氏 名

代理人使用印鑑

記

入札（見積り）件名 P E T / C T システムの購入に係る一般競争入札

入札（見積り）期日 平成28年7月28日

入札（見積り）・開札場所 青森県庁舎南棟4階会計管理課入札室

# 物 品 売 買 仮 契 約 書 (案)

住所

受注者

青森市長島一丁目1番1号

発注者 青 森 県

上記当事者間において、物品売買について、次のとおり仮契約を締結した。

(物品売買の予約)

第1条 発注者と受注者は、物品売買について、別紙条項(ただし、を除く。)  
に定める内容の契約を締結することを予約した。

(本契約の成立)

第2条 発注者は、前条の物品売買に係る契約の締結について青森県議会の議決を経た場合には、  
本契約を成立させる旨の意思表示をするものとし、その意思表示により、別紙条項を内容とする  
本契約は、締結されたものとする。

(協議事項)

第3条 この契約書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、発注者と受注者とが協  
議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、この契約書を2通作成し、受注者及び発注者が記名押印し、各  
自その1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

受注者

印

発注者 青森県知事 三 村 申 吾

印

## 別紙

(物品売買及び売買代金)

第1条 受注者は、次に掲げる物品(以下「売買物品」という。)を、次に掲げる売買代金により、発注者に売り渡し、発注者は、これを買受けることを約した。

- (1) 名 称 P E T / C Tシステム
- (2) 形式・規格 仕様書のとおり
- (3) 数 量 1式
- (4) 金 額 円.

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円.)

(契約保証金)

第2条(A) 契約保証金は、金 円とする。

2 前項の契約保証金には、利息を付さないものとする。

3 第1項の契約保証金は、受注者が契約を履行した後、受注者に還付するものとする。

第2条(B) 契約保証金は、免除する。

(売買物品の納入等)

第3条 売買物品の納入期限及び納入場所は、次のとおりとする。

- (1) 納入期限 平成29年9月29日
- (2) 納入場所 別紙仕様書のとおり

2 受注者は、売買物品を納入しようとするときは、あらかじめその旨を発注者に通知するとともに、納入の際は、物品納入管理票を提出するものとする。

3 受注者は、第1項の納入期限までに売買物品を納入できないときは、遅滞なくその旨を発注者に通知しなければならない。

(売買物品の検査等)

第4条 発注者は、売買物品の納入があった場合において、受注者の立会いの下に検査を行うものとし、検査の結果、合格と認めるときは、直ちに売買物品の引渡しを受けるものとする。

2 前項の検査に要する費用及び検査のために売買物品が変質又は消耗き損したことによる損害は、すべて受注者の負担とする。ただし、特殊の検査に要する費用は、この限りでない。

3 受注者は、自らの都合により検査に立ち会わないときは、検査の結果について異議を申し立てることができないものとする。

4 第1項の検査に合格しなかったときは、受注者は、売買物品を遅滞なく引き取り、発注者の指定する期日までに代品を納入しなければならない。

5 前条第2項及び第3項並びに前4項の規定は、代品の納入について準用する。

(所有権の移転時期)

第5条 売買物品の所有権は、前条第1項の検査に合格し、引渡しを完了した時、発注者に移転する。

(売買代金の支払)

第6条 受注者は、売買物品の引渡しを完了した後、請求書により発注者に売買代金を請求するものとする。

2 発注者は、前項の請求書を受理した日から起算して30日以内に売買代金を支払うものとする。

(遅延利息)

第7条 受注者は、その責めに帰する理由により第3条第1項の納入期限までに売買物品を納入しなかった場合は、当該納入期限の翌日から納入した日までの日数に応じ、売買代金の額につき年2.8パーセントの割合で計算して得た金額を遅延利息として発注者に納付するものとする。この場合において、遅延利息の額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てるものとする。

2 発注者は、前項の遅延利息を、売買代金より控除するものとする。

(かし担保責任)

第8条 発注者は、売買物品の所有権が移転した後、売買物品に数量の不足その他隠れたかしがあることを発見したときは、当該所有権の移転後1年以内に受注者に対して売買物品の補修、取替え、この契約の解除又はこれらに代え、若しくはこれらとともに損害の賠償を請求することができる。

2 発注者は、受注者が前項の補修又は取替えに応じないときは、補修又は取替えに代わる必要な措置を講ずることができるものとし、これに要する費用は受注者が負担するものとする。

(契約の解除)

第9条 発注者は、前条の規定による場合のほか、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

(1) その責めに帰する理由により、第3条第1項の納入期限までに物品を納入しなかったとき、又は納入する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) その他この契約に違反し、その違反によってこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

(契約保証金の帰属)

第10条(A) 発注者が、前条の規定によりこの契約を解除した場合は、第2条の契約保証金は、発注者に帰属するものとする。

(違約金)

第10条(B) 発注者は、前条の規定によりこの契約を解除した場合は、売買代金の額の100分の5に相当する金額を違約金として受注者から徴収するものとする。この場合において、違約金の額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てるものとする。

(損害賠償)

第11条 発注者は、第9条の規定によりこの契約を解除した場合において、前条の違約金又は契約保証金(契約保証金の納付に代えて提供された担保については、当該担保の価値)若しくは履行保証保険の保険金の額を超えた金額の損害が生じたときは、その超えた金額を損害賠償として受注者から徴収する。

(協議事項)

第12条 この契約書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、受注者と発注者とが協議して定めるものとする。

## 暴力団排除に係る特記事項

### (総則)

第1 受注者は、青森県暴力団排除条例(平成23年3月青森県条例第9号)の基本理念に則り、この特記事項が添付される契約(以下「本契約」という。)及びこの特記事項を守らなければならない。

### (暴力団排除に係る契約の解除)

第2 発注者は、受注者(第1号から第5号までに掲げる場合にあつては、受注者又はその支配人(受注者が法人の場合にあつては、受注者又はその役員若しくはその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者))が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。第5号及び第6号において同じ。)であると認められるとき。
- (2) 自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を与える目的で暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。)の威力を利用したと認められるとき。
- (3) 暴力団の威力を利用する目的で金品その他財産上の利益の供与(以下この号及び次号において「金品等の供与」という。)をし、又は暴力団の活動若しくは運営を支援する目的で相当の対価を得ない金品等の供与をしたと認められるとき。
- (4) 正当な理由がある場合を除き、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら金品等の供与をしたと認められるとき。
- (5) 暴力団員と交際していると認められるとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営に関与していると認められるとき。
- (7) その者又はその支配人(その者が法人の場合にあつては、その者又はその役員若しくはその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者)が第1号から前号までのいずれかに該当することを知りながら当該者との契約に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約を締結したと認められるとき。
- (8) 第1号から第6号までのいずれかに該当する者を契約の相手方とするこの契約に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約(前号に該当する場合の当該契約を除く。)について、発注者が求めた当該契約の解除に従わなかったとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合の契約保証金の帰属、違約金及び損害賠償については、本契約の規定による。

### (不当介入に係る報告・通報)

第3 受注者は、受注者及び下請負者等に対して暴力団員等による不当介入があった場合は、発注者及び警察へ報告・通報しなければならない。また、警察の捜査上必要な協力を行うものとする。

参考（契約書として調製するときは、この部分は削除する。）

【契約保証金等に係る削除条項例】

- 1 契約金額 150 万円以下の随意契約による免除（財務規則第 159 条第 1 項第 6 号該当）  
第 2 条(A)、第 10 条(A)
- 2 履行保証保険契約締結による免除（財務規則第 159 条第 1 項第 1 号該当）  
第 2 条(A)、第 10 条(A)
- 3 実績免除（財務規則第 159 条第 1 項第 2 号該当）  
第 2 条(A)、第 10 条(A)
- 4 現金（又は納付証券）による納付（財務規則第 159 条第 1 項本文該当）  
第 2 条(B)、第 10 条(B)



P E T / C T システム

仕 様 書

平成 2 8 年 5 月

青 森 県

仕様書最終確認



## 第1 調達目的

青森県が平成 29 年度の開設を目指し六ヶ所村に整備を進めている青森県原子力人材育成・研究開発拠点施設（仮称）（以下、「拠点施設」という。）では、「放射性同位元素の医学・工学等への応用」をテーマとして研究開発活動を行うこととしている。

この研究テーマのうち、医学分野においては、がんや脳疾患等に対する新たな診断・治療法への貢献を目指し、陽電子断層撮影を利用した臨床研究を計画しており、本調達では、これらの研究に利用するための PET/CT システムを整備するものである。

## 第2 調達物品及び構成内訳

PET/CT システム 一式

PET/CT システムの構成は、次のとおり。

- 1 PET/CT 装置及び付属品 一式
- 2 PET/CT 画像解析ワークステーション 一式
- 3 ネットワーク対応型画像解析ワークステーション 一式
- 4 超音波診断装置（4D用、超音波ワークステーション） 一式
- 5 医用画像保管管理システム 一式

以上、搬入、据付、配線、調整等を含む。

## 第3 調達物品の仕様

### 1 PET/CT 装置及び付属品

(1) PET 装置部は、以下の要件を満たすこと。

ア PET 装置部ガント리는、非移動型であること。

(ア) PET の体軸方向の視野は、157mm 以上であること。

(イ) 検出器のクリスタルの材質は、TOF(time of flight)に適した発光減衰時間の短い、LSO、LYSO、LBS のいずれかであること。

(ウ) PET の 3D データ収集時におけるシステム感度(真の計数のみ)は、6.0cps/kBq 以上であること。

(エ) 全身を分割して PET を撮像する場合、撮像位置のオーバーラップ量を可変できること。または、速度可変機能を持った寝台連続移動収集が行えること。

(オ) 呼気・吸気など任意の呼吸位相において、同じ位相での PET と CT の撮影と吸収補正が可能であること。

(カ) 3D データ収集時の断面空間分解能 (FWHM) は、視野中心から 1cm の位置で 5mm 以下であること。

(2) CT 装置部は、以下の要件を満たすこと。

ア データ収集システム (DAS) 数は、実装 64 列 (128 スライス) 以上であること。

イ 被ばく線量の低減のため、生データ上でアーチファクトを除去し、再構成データ

上でノイズを低減する、逐次近似法を応用した画像再構成法を搭載していること。

(3) 操作コンソールは、以下の要件を満たすこと。

- ア PET 画像の再構成は、3D 逐次近似法若しくは、ポストフィルターを使用しない BSREM(Block sequential Regularized Expectation Maximization)法で行う機能を有すること。
- イ 点線源による各検出器のレスポンスの広がり関数若しくは、これに相当する機能を用いた分解能の補正、並びに TOF 画像再構成を 3D 逐次近似法で行う機能を有すること。
- ウ PET 撮影時に、リストモード収集ができること。

(4) 検査用寝台は、以下の要件を満たすこと。

- ア 体軸方向の撮像延長台を用意すること。
- イ 腕上げ固定ができるアームサポートを有すること。
- ウ 二段持ち手付き踏み台を有すること。
- エ 頭部固定用のアクセサリを有すること。

(5) 校正機能は、以下の要件を満たすこと。

- ア 校正用密封線源を使用し、上記の 1 (1) の PET 装置部分の日常管理（検出器の感度補正及び校正）を行う機能を有すること。但し、校正用密封線源については、発注者が準備する。
- イ 校正用密封線源は、貯蔵箱に保管できること。

(6) PET/CT 附属品は、以下の要件を満たすこと。

- ア 本体コンソール及び医用画像ワークステーション用に 5 分以上供給できる無停電電源装置を有すること。
- イ 性能管理用として PET ファントム (NEMA2012/IEC2008)、フランジレスドラックス PET ファントム (Esser)、三次元脳ファントム (Hoffman)、PET 散乱用ファントム (NEMA)、PET 感度検出用ファントム (NEMA) を有すること。
- ウ 陽電子診察室内に心電図モニタ、呼吸監視システム及び患者監視モニタリングシステムを有すること。
- エ 陽電子診察室内に除湿機一式を有すること。
- オ 解析用 PC (OS:WINDOWS 10、CPU:CORE I7 以上、MEMORY 16GB 以上、ハードディスク:2TB 程度) 及び外付 HDD (4TB 程度) を有すること。
- カ 15O gas Steady State 法の収集および解析ができるコンソールを用意すること。
- キ auto radiography 法の収集および解析ができるコンソールを用意すること。
- ク 15O 検査では、水 (15H<sub>2</sub>O) にも対応し、必要な備品を用意すること。
- ケ 15H<sub>2</sub>O 等の解析ができるコンソールを用意すること。
- コ その他、デスクなど使用する備品に関して、発注者と協議の上、準備すること。

## 2 PET/CT 画像解析ワークステーション

(1) PET/CT 画像解析ワークステーションは、以下の要件を満たすこと。

- ア 内蔵型固定磁気ディスク容量は 160GB 以上、主メモリ容量は 1GB 以上であること。
- イ オペレーティングシステムの OS は、Windows であること。
- ウ ソフトウェアプログラミング機能を有し、発注者の希望する検査、表示画面に変更できる機能を有すること。
- エ SPECT、CT、PET、MR 画像に対し、位置合わせ機能を有すること。
- オ 追記可能な CD/DVD ドライブを有すること。

## 3 ネットワーク対応型画像解析ワークステーション

(1) ネットワーク対応型画像解析ワークステーションは、以下の要件を満たすこと。

- ア サーバクライアント型とし、拠点施設内クライアント端末上にて画像処理が可能であること。
- イ 拠点施設内の同一ネットワーク環境において台数に制限なくアクセス可能であり、クライアント側の同時使用ユーザー数は 4 クライアント以上であること。
- ウ オペレーティングシステムの OS は、Windows 又は LinuxOS であること。
- エ 最大同時処理枚数は 16,000 枚以上であること。
- オ 画像保存容量は実効 4.5TB 以上を有し、保存形式として RAID5 以上を備えること。
- カ クライアント PC から CD/DVD 等を読み込み、DICOM 画像をワークステーションサーバへインポート可能なこと。
- キ PET/CT 画像から FDG の集積部位を指定すると、疾患進行や放射線治療に対する腫瘍の反応を可視化し、分析的モニタリングができる機能を有すること。また、PERCIST に準じた解析が可能なこと。
- ク 患者データ（糖代謝/アミロイドイメージング薬剤）の脳機能低下部位を表示する統計解析機能を有すること。
- ケ CT と PET 画像とを位置補完することにより、重ね合わせが可能であること。
- コ 異なる機種間にてファントムデータを基にリカバリー曲線を算出し、そのデータを基に機種間の SUV を自動的に揃える機能を有すること。

## 4 4D 超音波診断装置

(1) 4D 超音波診断装置は、以下の要件を満たすこと。

- ア 観察用モニタは 21.5 インチ以上で解像度は 1080 ピクセル以上であること。
- イ 操作用タッチスクリーンサイズは、12 インチ以上のカラーLCD であること。

- ウ ストレインエラスト機能を有すること。
  - エ 3D/4D 機能を有すること。
  - オ 任意方向に仮想光源をあてる事で奥行方向の表現力を上げ 更なる立体的なサーフェイス画像を構築させる機能を有すること。
  - カ 2D 方向だけではなく奥行き方向 (3D)のノイズを軽減するスペックルリダクション機能を有すること。
  - キ 腹部2D コンベックスプローブは、周波数は 2.0MHz~5.0MHz の範囲以上、視野角は 70° 以上であること。
  - ク 腹部4D コンベックスプローブは周波数 1.0MHz~7.0MHz の範囲以上、視野角 65° 以上、振動角は 75° 以上であること。
  - ケ ビデオプリンタは、白黒及びカラーで出力できる機能を有すること。
  - コ DVR 機能を搭載し、画像出力をブルーレイ又は DVD Media、USB-Memory へ Video 録画・再生が可能であること。
- (2) 超音波ワークステーションは、以下の要件を満たすこと。
- ア 画像保存容量は、実効 4TB 以上を有すること。
  - イ クライアントは 2 台以上であること。
  - ウ レポート作成機能を有すること。

## 5 医用画像保管管理システム

- (1) 画像読影・配信機能は、以下の要件を満たすこと。
- ア 画像管理サーバで管理されている画像データを端末のハードディスクを経由せず直接メモリに展開し、高速表示されること。
  - イ 過去検査画像リストは検査モダリティでフィルタリングできること。
  - ウ 選択された検査のシリーズごとのサムネイル画像が表示できること。
  - エ 過去の検査との比較表示をする際に、ユーザーが視覚的に区別できるよう、画像フレームへの着色やフレームを実線、破線等に設定して認識できるよう表示ができること。
  - オ 異なる表示位置にあるシリーズ同士をドラッグ&ドロップで表示位置を入れ替えることが可能であること。
  - カ マルチモニタにおいて表示するモニタを設定できること。
  - キ DICOM マルチフレームの画像を表示する際に DICOM タグに保存されたフレームレートにて自動的に再生することができること。
  - ク スライス位置を表示するリファレンスラインを表示できること。
  - ケ PET 画像における SUV 計測ができること。
  - コ PET/CT 検査の PET と CT のシリーズの重ね合わせ画像を作成し、表示できること。

- サ PET と CT の重ね合わせ時において、二つのシリーズのブレンド率・カラースケール設定および調整できること。
- シ 医用画像診断装置から発生する DICOM(ver.3.0)規格の画像データをオリジナルで管理運用できること。
- ス DICOM に準拠した各画像診断装置からのオリジナル画像は、画像管理サーバを経由し、可逆圧縮処理された画像をデータベースに登録し、NAS に保存できること。
- セ 画像管理サーバで管理されている画像データは、読影端末で参照する際に、モニターの解像度に応じて表示され、オリジナルの画像で配信されること。
- ソ 静止画像管理に加え同一データベースにて動画像を一元保存管理可能なこと。
- タ 画像保存を行なう際には、可逆圧縮によるデータ保存方式であること。
- チ 病院名、診療科、AE タイトル (アプリケーション名)、モダリティ (装置名)、スタディディスクリプション (検査記述)、検査保存期間、患者年齢等の一定の条件により画像データの消去・移動・再圧縮を自動で行うことのできる機能を有すること。
- ツ 画像データの再圧縮については、イメージクオリティーの設定により、圧縮率を可変できること。
- テ なお、上記機能について複数名以上の承認を必要とするよう条件設定できること。
- ト セキュリティ対策としてウィルス感染や改ざん対策等に十分配慮されたシステムであること。

## 6 その他、搬入・設置・撤去・障害支援・保守・教育訓練等

### (1) 設置条件等については、以下の要件を満たすこと。

- ア 設置場所は、別図のとおり。
- イ 設置にあたり、当施設があらかじめ用意した一次側設備以外に必要な電源設備、給排水設備、空調設備、建築設備及びネットワーク設備等の必要な設備があれば受注者において用意すること。
- ウ 調達物品の設置に関し、機器の搬入、据付、配管、配線、調整及び設置工事は本調達に含むものとする。また、機器搬入等の際には、受注者が立会うものとし、施設に損傷を与えないよう搬入経路等に養生等を施すこと。なお、施設に損傷を与えた場合は、速やかに発注者に連絡し、協議の上、改修すること。この場合の改修費用等は、受注者の負担とする。
- エ 設置工事は納期、工事期間のスケジュールを発注者と事前に打ち合わせをし、そのスケジュールに従い完了すること。
- オ 本調達によって設置するネットワークシステム (PACS) と DICOM 接続を実施

すること。接続箇所詳細については、発注者と十分協議すること。また、それに関わる諸経費は、全て本調達に含めること。

(2) 保守及び障害支援について以下の要件を満たすこと。

- ア 定期的な点検を実施できる体制であること。また、本装置の円滑な運用を実現するために、点検、調整及び技術的サポートを行うこと。
- イ 納入検収後から1年間は、4回以上無償で定期的な点検を実施すること。
- ウ 納入検収後から1年間は、通常の使用により故障又は障害が発生した場合の無償保証に応じること。なお、機器調整や定期点検で使用する薬品は、受注者が負担するものとする。
- エ 受注者は、年間を通じて24時間連絡対応ができる体制であること。
- オ 受注者の営業時間帯においては、障害発生の通報から1時間以内にリモートメンテナンスまたは拠点施設において障害支援を開始できる体制であること。

(3) 教育訓練については以下の要件を満たすこと。

- ア システムの取扱説明に関する教育訓練は、発注者が指定する日時、場所で行うこと。
- イ 納入後において、担当者の変更等で教育訓練が再度必要となった場合は対応すること。

(4) その他

- ア 日本語の操作マニュアル及び簡易マニュアルをそれぞれ3部提出すること。
- イ 医療法等の関係官庁等への諸手続きについて、発注者が許認可の申請、届出等を行う際の書類の作成、検査の受検等に協力するものとする。また、必要に応じ、受注者が発注者の委任又は承認を受けてこれらの諸手続きを行うものとする。
- ウ 落札から納入までの間に装置の仕様変更やソフトウェアのバージョンアップがあった場合は、発注者と協議の上、最新の仕様にて引き渡すこと。
- エ 本仕様書に記載のない事項であっても、運用上、機能上及び構造上具備しなければならない事項並びに社会通念上必要とされる事項については、受注者の責任において充足するものとする。
- オ 本仕様書に明示されていない事項又は内容に疑義が生じた事項については、受注者はその都度発注者と協議することとし、受注者の独断により決定しないものとする。発注者に協議せずに受注者が一方的に決定した場合に生じた不具合については、発注者の指示により受注者の責任においてこれを改修するものとする。
- カ 前項に定める協議を行ったときは、受注者は7日以内に打合せ議事録を作成し、発注者に提出してその承認を受けるものとする。

#### 第4 納入場所

青森県原子力人材育成・研究開発拠点施設（仮称）  
（青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字表館 2 番 190）

第 5 納入期限

平成 29 年 9 月 29 日

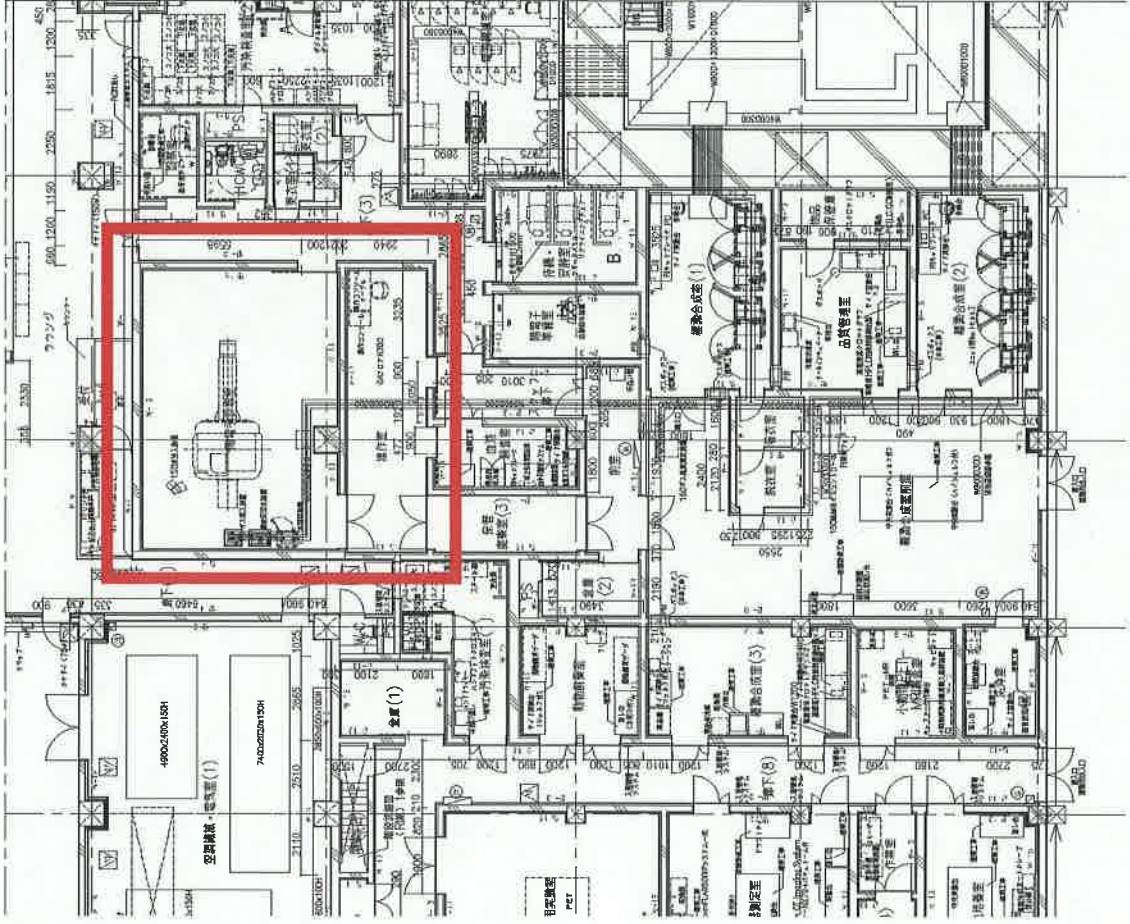
第 6 その他

- 1 調達物品は、入札時点で製品化されていること。
- 2 調達物品のうち医療機器に関しては、入札時点で医薬品医療機器法に定められている製造の承認を得ている物品であること。
- 3 調達物品の搬入等の日程については、発注者と協議の上、決定するものとする。



設置位置図 (RI棟 陽電子診察室・操作室)

別図



【施設側供給設備】

- 電源
- 200V三相109KW
- 100V3P ほか
- 情報コンセント×1
- 冷水(往管、還管)
- 不凍液(ブラインエチレングリコール濃度28%)入り冷水
- 7°C~14°C(温度差7°C)
- 流量:46.0 L/min (MAX)
- 配管口径:32mm (SGP白管)
- 引渡し状態:天井下100mmにおいてバルブ止め
- 給水管
- 20mm (SGP-VB)
- 引渡し状態:床上100mmにおいてバルブ止め×1箇所
- ドレン管
- 25mm (VP)
- 引渡し状態:床上100mmにおいてキャップ止め×3箇所